

協働をすすめる市民会議要綱

(平成18年2月3日決裁)

改正 平成25年4月1日決裁

改正 平成28年3月24日決裁

改正 平成30年3月23日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例（平成17年条例第4号。以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき市民及び市が組織する協働をすすめる市民会議（以下「市民会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査事項等)

第2条 市民会議は、条例第18条第2項に規定する事項について協議を行うほか、次に掲げる事項について調査及び検討を実施し、その成果に基づき市政に対する提言を行うものとする。

- (1) 市民参加及び協働に関する市民の意識の把握及び向上に関すること。
- (2) 地域において自主的な活動を行っている市民団体等が有している経験、知識、情報等の活用に関すること。
- (3) 市民参加及び協働の推進に関する助言及び指導を行うことができる人材の育成及び活用に関すること。
- (4) その他市民参加及び協働による市政の推進に関すること。

(組織等)

第3条 市民会議は、委員30名以内及び市民会議の運営に必要な助言を行う知識経験を有する者（以下「アドバイザー」という。）で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域関係団体に所属する者
- (3) 市民活動団体に所属する者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者

3 アドバイザーは、市民参加及び協働に関し知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員及びアドバイザーの任期は、2年とする。ただし、委員又はアドバイザーに欠員を生じた場合における補欠の委員又はアドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。

(座長等)

第4条 市民会議に、座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれらを選任する。

2 座長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 アドバイザーは、市民会議の円滑な運営を図るため、必要な助言を行う。
(会議)

第5条 市民会議の会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。

- 2 市民会議は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
(部会)

第6条 市民会議に、調査及び研究を円滑に行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、座長が指名する市民会議の委員で組織する。
- 3 部会における調査及び研究の結果については、市民会議の会議において報告を行うものとする。
(事務局)

第7条 市民会議の庶務は、市民局市民協働推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、座長が市民会議に諮って定める。